

平成25年4月1日  
十日町市総務部財政課

## 前金払の特例の継続について

長野県北部地震及び東日本大震災、また豪雪災害の迅速な復旧・復興を目指し、公共工事の適性かつ円滑な施工の確保により建設業者の支援並びに低迷する地域経済の活性化を図るため、平成23年6月1日以降に公告した建設工事から前金払の特例を適用していますが、平成25年度におきましても、引き続き下記のとおり前金払の特例を継続します。

### 記

- 前金払の特例（市発注建設工事に限る。）
  - ① 前金払の割合の引上げ  
「**請負金額の10分の5（50%）以内**」  
＜改正前：原則「請負金額の10分の4（40%）以内」＞
  - ② 前金払の対象工事金額の引下げ  
「**請負金額130万円超**」  
＜改正前：「請負金額500万円超」＞
  - ③ 適用期間  
**当面、平成25年度内において適用する。**